

平成 30 年 8 月 28 日
熊谷地方气象台

平成 30 年 8 月 27 日に埼玉県さいたま市及び蕨市で発生した突風について
～気象庁機動調査班による現地調査の報告～

8 月 27 日 18 時頃、埼玉県さいたま市で発生し被害をもたらした突風の種類はダウンバーストまたはガストフロントの可能性が高いと判断しました。その強さは風速約 30m/s と推定され、日本版改良藤田スケールで JEF0 に該当します。

8 月 27 日 18 時 30 分頃、埼玉県蕨市で発生し被害をもたらした突風の種類はダウンバーストまたはガストフロントの可能性はあるものの特定に至りませんでした。突風の強さは不明です。

8 月 27 日、埼玉県さいたま市北区（きたく）、西区（にしく）及び大宮区（おおみやく）と、蕨市北町（きたまち）で突風が発生し、樹木の枝折れなどの被害がありました。

このため 8 月 28 日、熊谷地方气象台は、突風をもたらした現象を明らかにするため職員を気象庁機動調査班（JMA-MOT）として派遣し、現地調査を実施しました。

調査結果は以下のとおりです。

1. 埼玉県さいたま市北区（きたく）、西区（にしく）及び大宮区（おおみやく）

1-1. 発生した時刻

この突風は、18 時頃に発生した。

1-2. 突風をもたらした現象の種類

この突風をもたらした現象は、ダウンバーストまたはガストフロントの可能性が高いと判断した。

（根拠）

- ・突風発生時に活発な積乱雲が付近を通過中であった。
- ・漏斗雲または移動する渦の目撃など、竜巻の発生を示唆する情報は得られなかった。
- ・被害や痕跡は面的に分布していた。
- ・突風の発生時にガストフロントの通過に特徴的な観測データが得られた。
- ・突風は比較的長時間（10 分程度）であったという証言が複数得られた。
- ・突風は強雨やひょうを伴っていたという証言が複数得られた。

1-3. 突風の強さの評定

この突風の強さは、風速約 30m/s と推定され、日本版改良藤田スケールで JEF0 に該当します。

(根拠)

- ・ 樹木の枝折れ

2. 埼玉県蕨市北町（きたまち）

2-1. 発生した時刻

この突風は、18 時 30 分頃に発生した。

2-2. 突風をもたらした現象の種類

この突風をもたらした現象は、ダウンバーストまたはガストフロントの可能性はあるものの特定に至らなかった。

(根拠)

- ・ 突風発生時に活発な積乱雲が付近を通過中であった。
- ・ 漏斗雲または移動する渦の目撃など、竜巻の発生を示唆する情報は得られなかった。
- ・ 突風は比較的短時間（1～10 分程度）であったという証言が複数得られた。
- ・ 被害または痕跡から、被害をもたらした現象を推定できる情報が得られなかった。

2-3. 突風の強さの評定

この突風の強さは、不明である。

(特定に至らなかった理由)

- ・ 風速を評定するに十分な根拠が得られなかった。

※この資料は、速報として取り急ぎまとめたものですので、後日内容の一部訂正や追加をすることがあります。

【参考】日本版改良藤田スケール（JEF スケール）

階級	風速 (m/s) の範囲 (3秒値)	主な被害の状況 (参考)
JEF0	25-38	<ul style="list-style-type: none"> ・木造の住宅において、目視でわかる程度の被害、飛散物による窓ガラスの損壊が発生する。比較的狭い範囲の屋根ふき材が浮き上がったり、はく離する。 ・園芸施設において、被覆材（ビニルなど）がはく離する。パイプハウスの鋼管が変形したり、倒壊する。 ・物置が移動したり、横転する。 ・自動販売機が横転する。 ・コンクリートブロック塀（鉄筋なし）の一部が損壊したり、大部分が倒壊する。 ・樹木の枝（直径2cm～8cm）が折れたり、広葉樹（腐朽有り）の幹が折損する。
JEF1	39-52	<ul style="list-style-type: none"> ・木造の住宅において、比較的広い範囲の屋根ふき材が浮き上がったり、はく離する。屋根の軒先又は野地板が破損したり、飛散する。 ・園芸施設において、多くの地域でプラスチックハウスの構造部材が変形したり、倒壊する。 ・軽自動車や普通自動車（コンパクトカー）が横転する。 ・通常走行中の鉄道車両が転覆する。 ・地上広告板の柱が傾斜したり、変形する。 ・道路交通標識の支柱が傾倒したり、倒壊する。 ・コンクリートブロック塀（鉄筋あり）が損壊したり、倒壊する。 ・樹木が根返りしたり、針葉樹の幹が折損する。
JEF2	53-66	<ul style="list-style-type: none"> ・木造の住宅において、上部構造の変形に伴い壁が損傷（ゆがみ、ひび割れ等）する。また、小屋組の構成部材が損壊したり、飛散する。 ・鉄骨造倉庫において、屋根ふき材が浮き上がったり、飛散する。 ・普通自動車（ワンボックス）や大型自動車が横転する。 ・鉄筋コンクリート製の電柱が折損する。 ・カーポートの骨組が傾斜したり、倒壊する。 ・コンクリートブロック塀（控壁のあるもの）の大部分が倒壊する。 ・広葉樹の幹が折損する。 ・墓石の礎石が転倒したり、ずれたりする。
JEF3	67-80	<ul style="list-style-type: none"> ・木造の住宅において、上部構造が著しく変形したり、倒壊する。 ・鉄骨系プレハブ住宅において、屋根の軒先又は野地板が破損したり飛散する、もしくは外壁材が変形したり、浮き上がる。 ・鉄筋コンクリート造の集合住宅において、風圧によってベランダ等の手すりが比較的広い範囲で変形する。 ・工場や倉庫の大規模な庇において、比較的狭い範囲で屋根ふき材がはく離したり、脱落する。 ・鉄骨造倉庫において、外壁材が浮き上がったり、飛散する。 ・アスファルトがはく離・飛散する。
JEF4	81-94	<ul style="list-style-type: none"> ・工場や倉庫の大規模な庇において、比較的広い範囲で屋根ふき材がはく離したり、脱落する。
JEF5	95-	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨系プレハブ住宅や鉄骨造の倉庫において、上部構造が著しく変形したり、倒壊する。 ・鉄筋コンクリート造の集合住宅において、風圧によってベランダ等の手すりが著しく変形したり、脱落する。

問合せ先：熊谷地方気象台 担当：中村・山口
 電話 048-521-5858（内線 31） FAX 048-521-7933